

# 潟上市お試し移住体験補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日

告示第 2 0 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、秋田県外在住者で、本市への移住を検討しているものが、文化体験、地元住民との交流等、潟上市での暮らしを体験するお試し移住体験（以下「移住体験」という。）に要する費用に対して、潟上市お試し移住体験補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって、本市への来訪を促し、関係人口の増加を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) 本市が主催し、若しくは共催する移住イベント又は本市がブース出展し参加した移住イベントにおいて移住相談を行い、その案内、指導、助言等の下で移住体験を実施すること。
- (3) 潟上市へ移住することを検討していること。
- (4) 宿泊を伴う行程の場合は、市内宿泊施設を利用すること。ただし、秋田県内の市町村と合同で開催された移住イベントに参加した者の場合は、市内宿泊施設を利用しない場合も認めるものとする。
- (5) 移住体験の参加に当たり、次の事項に同意していること。
  - ア 市が実施するアンケート調査への協力
  - イ 市が撮影した移住体験の写真及び動画の公開
  - ウ ウェブサイトや SNS 等を通じた移住体験の実施状況に関する情報発信
  - エ その他市の移住・定住促進に向けた PR 活動への協力
- (6) 過去に、この告示による補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- (1) 交通費
  - ア 公共交通機関（タクシーを除く。）を利用する場合、居住地から本市の宿泊

施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自家用車を利用する場合、往復旅程について1キロメートルにつき20円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

ウ レンタカーを利用する場合、その賃借料、燃料費及び高速道路の利用に係る経費（移住体験に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

（2） 宿泊費 市内にあるホテル、旅館その他の宿泊施設を利用した場合の経費

（3） 前2号に掲げるもののほか、経費を伴う就労体験その他の移住の検討に際して必要と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、交通費及び宿泊費が一体となったパック商品を利用する場合は、当該パック商品の料金を補助対象経費とする。

（補助対象外経費）

第4条 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

（1） 移住体験の参加に必要と認められない個人的な支出に係るもの

（2） その他補助対象経費として適当でないと判断されるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、7万円（単身で移住体験に参加する場合にあっては、5万円）を上限として、補助対象経費から他の団体等の補助金の額を控除した額とする。

2 前項の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で交付する。

（補助対象者の認定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、認定申請を行い、補助対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の補助対象者の認定を受けようとする者は、潟上市お試し移住体験補助金認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 同意書（様式第2号）

（2） 申請予定対象経費の内訳が分かる書類

(3) 世帯全員の記載のある発行の日から1箇月以内の住民票の写し（住民票謄本）

(4) その他市長が必要と認める書類  
（補助対象者の認定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、潟上市お試し移住体験補助金認定（不認定）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なることが判明し、認定が不適当と認めるとき、前項の規定による補助対象者の認定を取り消すことができる。

3 市長は、前項による措置をとった場合は、その旨を潟上市お試し移住体験補助金認定取消通知書（様式第4号）により、補助対象者の認定を受けた者に通知する。

（交付の申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、潟上市お試し移住体験補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の領収書の写し  
(2) 振込先通帳の写し  
(3) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、補助対象者が属する世帯につき1回限り行うことができるものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、潟上市お試し移住体験補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知し、交付決定を受けた者に補助金を交付するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。